



入船 4-37-14
☎355-8526
minamotonton@
jcom.home.ne.jp

震災にあわれた皆さんへ

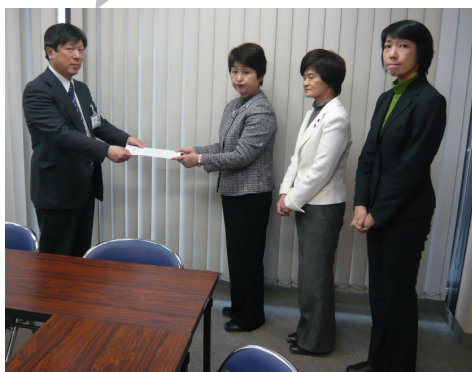
市議会報告
第1166号

日本共産党

市議会議員 元木美奈子

東日本
大震災

液状化被害、市域の86%



県企業庁に申し入れする党市議員団（3月30日）

浦安市は1964年から千葉県企業庁による公有水面埋立て事業がスタート（第1期埋立て）し、1981年に第2期埋立てが完了、市域が一举に4倍に拡大しました。

浦安市の報告では、被災者は人口の6割に及ぶ97473人、被災世帯数は37023世帯で全体の5割ですが、液状化被害は埋立地の中町、新町で起こりました。

寄せられている疑問や意見は…

未曾有の被害となっている3月11日に発生した東日本大震災で、市内の特に新町、中町を中心とする液状化現象による被害は、市域面積の86%に及びました。埋立地で起こった液状化現象について、様々な意見が市民から寄せられています。

- ▲今回、液状化現象がこのように拡大し深刻な事態を招くことになったのはなぜか
今後、十分な検証が必要
- ▲事前に被害を最小限に食い止める手立ては講じられたのか
- ▲家が大きく傾いた、埋立地を承知の上で土地を購入した者の自己責任なのか、埋立てを推進した県企業庁や国には責任はないのか
- ▲噴出した土砂が海風で砂塵となって空中を舞い飛び、マスクなしには生活できない、子どもの健康などに影響はないのか、噴出土砂に毒性はないのか
- ▲埋立て時期やデベロッパーによって、埋立て工法や地盤改良工法、材質に違いがあり、液状化被害の度合いと因果関係があるのではないか

県企業庁に 緊急申し入れ

このような多様な意見に対して、日本共産党は今後、専門家などの協力をいただきながら調査・研究をおこない、その結果をふまえた抜本的な対策や対応が必要であると考えています。特に緊急課題について、先月30日、県企業庁に以下の申し入れを行いました。

① 液状化によって噴出した土の安全性について分析調査を行い、結果を公表すること

② 埋立て時期や開発事業者によって埋立て工法や用土に違いがあるのか明らかにし、情報公開すること

県企業庁は、①については「この場では即答できない。持ち帰って報告する」と回答。②については、1期・2期、同じ工法であること、ほとんど海砂で埋め立てたこと、埋立ては大匠の許可を取って適切におこなってきた、情報公開条例にもとづき、情報は公開するなどと回答しました。

新町・中町

戸建てすべてを被害調査

どの程度の被害を受けたかを自治体が証明する「罹災証明書」は、災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給額の決定や税の減免申請などに必要な書類です。

市はこれまでは「罹災証明書」の発行を申し込んだ世帯に限定して家屋被害調査をおこない、証明書を発行してきました。これを全戸調査に切り替え

罹災証明書 申請にむけて

ました。新町・中町のすべての戸建て住宅を対象に、1戸ずつ、傾き具合などを機器で測定して記録する全戸調査を先月26日からスタートしています。

対象の戸建て住宅は約8800戸、舞浜、今川地域などから順次実施し、4月末までに調査終了の予定です。

総合公園側護岸



3月11日に発生した東日本大震災で、市内の河川・海岸の護岸が大きな損傷を受けて、立ち入り禁止の状態です。
日本共産党は2月8日、老朽化した護岸の耐震強度を早く調査し、地震に耐えられる強度とすることなどを県土整備部に申し入れしましたが、予期したかのように1カ月後に大地震が起こり、市内の護岸

県へ
申し入れ

先月
30日

護岸の速やかな復旧と安全確保を



三番瀬側護岸

の耐震性の弱さが露呈しました。

日本共産党は早速、先月30日、再び、県土整備部に対して、①早急に復旧工事に取りかかること、②現在の護岸の高さや安全性を検証し直し、十分な耐震性能を有する護岸整備を求めました。
東北地方の被害の大きさなどから、従来の基準による防潮堤の高さでは不十分であることや護岸の



境川護岸

耐震性能はどこまで必要かなど、今後の検証と見直しの必要性が、すでに多くの関係者から指摘され始めています。
申し入れの中で明らかにしたことは、①千鳥・港地区の護岸は民間事業者所有であり、県が全く被害状況の調査をおこなっていないこと、②現状では台風や大雨にはなんとか対応できても、高潮や津波は保障の限りではないことです。